

岩 監 第 6 1 号
令和2年 3月23日

岩見沢市議会

議 長 篠 原 藤 雄 様
岩見沢市長 松 野 哲 様
岩見沢市教育委員会
教育長 三 角 光 二 様

岩見沢市監査委員 畑 瀬 正 美
岩見沢市監査委員 村 上 勝 則
岩見沢市監査委員 豊 岡 義 博

令和元年度行政監査の結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第2項の規定に基づき、令和元年度行政監査を執行しましたので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を別紙のとおり提出します。

令和元年度 行政監査報告書

1 監査のテーマ

「AED（自動体外式除細動器）の設置及び管理状況について」

2 監査の目的

平成16年7月に非医療従事者による緊急時の使用が認められて以降、一般市民が使用することを前提に設置されているAEDは全国で飛躍的に増加している。

AEDは心停止という突発的事態に対処すべく使用される機器であることから、単に設置するに留まらず、日常的な点検や市民への情報提供など、広い意味での管理が適切に行われていることが重要であり、管理状況等について平成25年度に行政監査を実施したところである。

その後、6年が経過し、設置施設も増えるとともに、岩見沢市民のAED使用による救命活動も報道されるなど、広く市民にも浸透してきている状況下において、職員のみならず市民の利用も視野に入れた管理状況等について、前回からの改善状況も含め監査を行うことで、今後のAEDの適切な管理に資することを目的とする。

3 監査の種別

地方自治法第199条第2項の規定による監査（行政監査）

4 監査の期間

令和元年6月3日から令和2年2月20日まで

5 監査の対象

平成31年3月31日現在において、本市が所管している公共施設に設置されているAED（専ら医療従事者が使用することを前提に設置されている機器は対象外とし、指定管理施設で協定書等において設置を義務づけているAEDを含む。）を対象とした。（資料1）

6 監査の方法

本市が所管している公共施設におけるAEDの設置及び管理状況について、その施設を所掌している部局に対し、次の主な着眼点に基づく調書及び関係書類の提出を求め、その提出された書面を精査し、必要に応じて関係職員から事情聴取を行った。

7 監査の主な着眼点

ア AEDの管理状況について

- ・ 日常的な点検のためのマニュアルは整備されているか
- ・ 日常的な点検管理は適切に行われているか
- ・ 消耗品の交換時期を記載したラベルは貼付されているか
- ・ 消耗品の点検は適切に行われているか
- ・ 機器の耐用年数による更新は適切になされているか
- ・ 点検担当者を定め、点検記録を残しているか

イ AED使用に関する講習について

- ・ 職員のAED使用に関する講習の受講状況は適切か

- ウ 指定管理施設等におけるAEDの管理に係る規定について
 - ・指定管理協定等に、AEDの日常点検や職員の講習についての記載があるか
- エ 設置場所の表示や情報提供について
 - ・AED設置施設であることが適切に表示されているか
 - ・設置場所は判りやすく表示されているか
 - ・登録機関への設置情報の提供は適切に行われているか
- オ AEDの設置場所について
 - ・いつでも使用できるような場所に設置してあるか
 - ・AEDの設置環境（温度管理等）は適切か
 - ・大規模施設内の設置場所は適切か

8 監査委員の除斥

監査委員のうち、村上勝則委員は、現在社会福祉法人岩見沢市社会福祉協議会会長であることから、地方自治法第199条の2の規定により、同法人が指定管理者となっている「高齢者福祉センターふれあい」に設置しているAEDに係る監査については除斥した。

9 AED（自動体外式除細動器）の設置及び管理状況について

(1) AEDの設置状況について

本市の公共施設における監査対象となったAEDの設置状況は、99施設、98台（資料1）となっている。この中には、複数施設の共用として設置しているものや一施設に複数台設置しているものがある。

施設区分ごとの内訳をみると、小中学校などの学校施設が28台、児童館、保育所などの児童施設が18台、総合体育館、栗沢B&G海洋センターなどの体育施設が16台、以下、公園施設が9台、集会施設等・その他施設が各7台、本庁舎・支所、産業振興施設が各4台、老人福祉施設が3台、図書館等が2台となっている。なお、施設区分ごとのAEDの設置台数等の状況は、第1表のとおりである。

また、AEDの部別の設置状況については、教育委員会事務局教育部（以下「教育部」という。）が70台で最も多くなっている。

第1表 AEDの施設区分別・部別の設置状況

（単位：施設一台）

区分	総務部	健康福祉部	環境部	農政部	経済部	建設部	北村支所	栗沢支所	教育部	計
本庁舎・支所	2-2						1-1	1-1		4-4
集会施設等	2-2			1-1	1-1				4-3	8-7
老人福祉施設		2-2					3-1			5-3
産業振興施設					4-4					4-4
公園施設				1-1		8-8				9-9
学校施設									27-28	27-28
体育施設									15-16	15-16
児童施設									18-18	18-18
図書館等									2-2	2-2
その他施設		1-1	2-2			1-1			3-3	7-7
合計	4-4	3-3	2-2	2-2	5-5	9-9	4-2	1-1	69-70	99-98

(2) AEDの取得方法について

AEDの取得方法については、第2表のとおりであり、市が設置しているAEDについては、備品として購入したものが39台・39.8%、リース契約が21台・21.4%、指定管理者が設置しているものが38台・38.8%となっている。

第2表 AEDの取得方法 (単位：台、%)

区 分	市が設置		指定管理者が設置	計
	備品	リース		
台 数	39	21	38	98
構成比率	39.8	21.4	38.8	100.0

(3) AEDの点検マニュアルの整備について

日常点検のマニュアルが整備されているAEDは、93台・94.9%（平成25年度実施の前回監査（以下、「平成25年度監査」という。）では53.3%）となっており、主に製造メーカーで示されている点検マニュアルなどを活用している。

(4) AEDの日常点検の実施状況について

AEDの日常点検の実施状況については、第3表のとおりであり、AEDが正常に使用可能な状態であるかを示すインジケータのランプの色や表示の確認について、毎日実施しているAEDは52台・53.1%と最も多く、次いで毎週実施が22台・22.4%、毎月実施が16台・16.3%、不定期実施が8台・8.2%となっている。

第3表 AEDの日常点検の実施状況 (単位：台、%)

区 分	毎 日	毎 週	毎 月	不定期	毎年	未実施	計
台 数	52	22	16	8	—	—	98
構成比率	53.1	22.4	16.3	8.2	—	—	100.0
H25 構成比率	51.1	6.7	4.5	34.4	1.1	2.2	100.0

※「H25 構成比率」は、平成25年度監査における比率である。以下、同じ

(5) AEDの電極パッド等消耗品の管理について

AEDの電極パッド及びバッテリーの交換時期は、外部から容易に確認できるよう表示すべきものであるが、交換時期を記載した表示ラベルの添付状況は、第4-1表のとおりであり、96台・98.0%に添付されている。

また、電極パッド等消耗品の点検状況については、第4-2表のとおりであり、毎月実施しているAEDが46台・47.0%と最も多く、次いで毎週実施が26台・26.5%、不定期実施が14台・14.3%、未実施が1台1.0%となっている。

第4-1表 AED消耗品の交換時期を示すラベルの添付状況

(単位：台、%)

区 分	あり	なし	計
台 数	96	2	98
構成比率	98.0	2.0	100.0
H25 構成比率	92.2	7.8	100.0

第4-2表 AEDの消耗品の点検状況

(単位：台、%)

区 分	毎 日	毎 週	毎 月	毎年	不定期	未実施	計
台 数	11	26	46	—	14	1	98
構成比率	11.2	26.5	47.0	—	14.3	1.0	100.0
H25 構成比率	5.6	2.2	17.8	1.1	70.0	3.3	100.0

(6) AED本体の耐用年数の管理状況について

AED本体の耐用年数については、概ね6年から8年となっている。AED本体の耐用年数を超えているものが1台あった。

(7) AEDの点検担当者及び点検記録について

AEDの点検担当者及び点検記録の状況については、第5表のとおりであり、日常点検を実施する担当者を定めているAEDは94台・95.9%、担当者を定めていないものは4台・4.1%となっている。

また、日常点検の状況を記録しているAEDについては68台・69.4%、記録していないものは30台・30.6%となっている。

第5表 AEDの点検担当者及び点検記録の状況

(単位：台、%)

区 分	点検担当者	構成比率	H25 構成比率	点検記録	構成比率	H25 構成比率
あ り	94	95.9	66.7	68	69.4	18.9
な し	4	4.1	33.3	30	30.6	81.1
計	98	100.0	100.0	98	100.0	100.0

(8) 職員のAED使用に関する講習の受講状況について

職員のAED講習の受講状況については、第6表のとおりであり、AED設置施設の職員のうち受講者数は1,309人・83.5%となっている。

また、受講からの経過年数については、2年未満の職員が676人・51.7%と最も多く、次いで5年以上の職員が261人・19.9%、2年から3年の職員が212人・16.2%、3年から4年の職員が94人・7.2%、4年から5年の職員が66人・5.0%となっている。

第6表 職員のAED講習の受講状況

(単位：人、%)

区 分	職員数	受講者数	左記のうち受講後の年数				
			2年未満	2～3年	3～4年	4～5年	5年以上
人 数	1,568	1,309	676	212	94	66	261
構成比率		83.5 100.0	51.7	16.2	7.2	5.0	19.9
H25 構成比率		65.0 100.0	13.3	15.4	11.6	11.6	48.1

※1 職員数は、AED設置施設の全職員数（平成31年3月31日現在）である。

※2 複数台設置されている施設の職員数は、重複しないよう計上している。

(9) 指定管理協定におけるAEDの記載について

AED設置施設の管理区分については、第7-1表のとおりであり、AED設置施設のうち指定管理施設は45施設・43台のAEDが設置されている。

これらの設置方法については、協定書等に基づき指定管理者が設置したものは38施設・38台、市が設置したものが7施設・5台となっている。

これらの指定管理施設との協定書等において、日常点検の実施について記載している施設は、第7-2表のとおりであり、11施設・24.4%、記載していない施設は34施設75.6%となっており、講習受講について記載している施設が38施設84.4%、記載していない施設が7施設15.6%となっている。

※管理業務委託の1施設1台を指定管理に含めた。

第7-1表 AED設置施設の管理区分

(単位：施設、%、台)

区 分	施設数	構成比率	台 数	構成比率
直 営 管 理	54	54.5	55	56.1
指 定 管 理	45	45.5	43	43.9
指定管理者が設置	38	84.4	38	88.4
市 が 設 置	7	15.6	5	11.6

第7-2表 協定書等への日常点検・講習についての記載

(単位：施設、%)

区 分	日常点検の記載	構成比率	講習受講の記載	構成比率
あ り	11	24.4	38	84.4
な し	34	75.6	7	15.6
計	45	100.0	45	100.0

(10) AED設置の表示について

AED設置の表示については、第8表のとおりであり、施設内にAED設置の表示がある施設は88施設・88.9%、表示がない施設は11施設・11.1%となっている。

施設外に表示がある施設は 84 施設・84.8%、表示がない施設は 15 施設・15.2%となっている。

また、施設内・施設外いずれかに、具体的場所表示等がある施設は、33 施設・33.3%、表示がない施設が 66 施設・66.7%となっている。

なお、施設内における A E D の設置場所は、主に事務室、玄関付近、体育館付近となっている。

第 8 表 A E D 設置の表示

(単位：施設、%)

区 分	施設内 表 示	構 成 比 率	施設外 表 示	構 成 比 率	場所表示 ・ 矢印等	構 成 比 率
あ り	88	88.9	84	84.8	33	33.3
な し	11	11.1	15	15.2	66	66.7
計	99	100.0	99	100.0	99	100.0

(11) A E D の設置情報の提供について

A E D の設置情報については、第 9 表のとおりであり、市のホームページで A E D の設置を公開している施設は 97 施設である。

また、一般財団法人日本救急医療財団では、製造販売業者等を通じ A E D の設置場所に関する情報を登録し、A E D 設置者の同意の下に、設置情報を同財団のホームページで公開しており、本市の公共施設は 89 施設が登録されている。

第 9 表 A E D の設置情報の提供状況

(単位：施設、%)

区 分	市ホームページ	構成比率	日本救急医療財団	構成比率
登録あり	97	98.0	89	89.9
登録なし	2	2.0	10	10.1
計	99	100.0	99	100.0

10 監査の結果

監査の結果については、概ね適正に管理されているものと認められたが、一部において、改善を要するものが見受けられたので、以下に記述する。

なお、軽易な留意事項については、事務局を通じ直接担当職員に指導したので省略する。

(1) 点検マニュアルの整備について

平成 25 年度監査時 53.3%から 94.9%と大きく改善されているが、一部施設において、点検マニュアルが整備されていないものが見受けられる。

A E D は、適切な管理等を徹底することが重要であり、A E D 設置施設の職員異動等によって点検が不十分となる危険性がある。機器の使用に支障を来さぬよう点検マニュアルを整備されたい。

(2) 日常点検の実施について

平成 25 年度監査時から、不定期が減っているが、日常的な点検が実施されていない、若しくは、点検間隔が長いものが散見される。

AED 使用時における不具合の発生をなくするため、AED 本体のインジケータのランプの色や表示により、正常な状態であるかを日々確認することが重要であり、今回調査した殆どの AED の取扱説明書等において毎日の点検を求めている。施設の開館日毎の点検を徹底されたい。

(3) 電極パッド等消耗品の管理について

電極パッド等消耗品の交換時期を示す表示ラベルについては、平成 25 年度監査時と同様 90% 以上で設置されているが、一部施設において、設置されていないものが見受けられる。

AED の製造販売業者等から交付される表示ラベルは、消耗品の交換時期を記載するものであり、AED 本体又は収納ケース等に取り付けて、日常点検において、確認するためのものであり、ない場合には、別途内容を記載したシールを貼るよう努められたい。

また、電極パッド等消耗品の点検状況については、平成 25 年度監査時から、大きく改善されているが、電極パッド等消耗品の点検を実施していない、若しくは、定期的な点検を実施していないものが散見される。

電極パッド等消耗品の交換の目安は、通常、電極パッドが概ね 2 年から 4 年、バッテリーが概ね 2 年から 5 年となっており、日頃から確認することにより、交換時期を逸することなく、適時消耗品を交換することが重要である。

また、不定期に点検しているものがあるが、確認が疎かになるおそれがあることから、定期的な点検を実施されたい。

(4) AED 本体の耐用年数について

AED の耐用年数を超え、新年度において更新しているものがあった。

AED 本体の耐用年数は、概ね 6 年から 8 年である。年数を過ぎても機器の自己診断（セルフチェック）等で異常が無ければ一応は使用可能と判断できるが、実際の使用時にトラブルが発生する危険性が高まっていくことから、消耗品と同様に期限までに交換するよう努められたい。

(5) 点検担当者及び点検記録について

点検担当者については、「あり」が平成 25 年度監査時 66.7% から 95.9%、点検記録については、「あり」が平成 25 年度監査時 18.9% から 69.4% と大きく改善されているが、点検担当者を定めていない、日常点検を記録していないものが散見される。

点検担当者を定めることは、責任の所在を明確にすることで、日常点検が適切になされることを確保するものであり、指定すべきものである。

また、点検担当者を定めていても、施設の開設状況や、配置される職員体制などから、担当者が不在で点検されない場合も想定される。

そのため、点検担当者が責任を持って日常点検を実施するとともに、点検の状況を記録し、管理者等が確認することで、点検漏れを防ぐことができることから、日常点検について記録し、点検状況を確認されたい。

(6) 職員のAED使用に関する講習の受講について

職員のAED使用に関する講習の受講については、平成25年度監査時65.0%より83.5%と改善されているが、未受講の職員、相当の期間が経過している職員が多数を占める施設が散見される。

また、一部施設で、指定管理者との協定書等において、概ね2年毎の研修を義務づけているが、実際の受講間隔が大きく開いているケースが見受けられた。

職員のローテーションや休暇等により未受講者のみ勤務し、スムーズな対応ができないことの無いよう可能な限り多くの職員が講習を受講し、遅滞のない対応を行う必要がある。

また、AED講習については、概ね2年の間隔で再受講することが望ましいとされている。

このため、消防署等が実施している講習等を活用するなど、AEDの設置者及び管理者においては、施設職員に対し定期的な受講機会を設けられ、知識・技能を習得した職員の拡大・確保に努められたい。

(7) 指定管理協定におけるAEDの記載について

市が指定管理者と締結する協定書等において、AEDについては市が貸与又は指定管理者に設置を義務づけている。

施設職員の講習受講については、84.4%の施設の指定管理に係る協定書等に記載されているが、日常点検の実施については、24.4%の施設のみ記載している。

記載の無い施設においても、多くの施設で日常点検を実施、職員に講習を受講させている状況にはあるが、責任の所在と管理を徹底させるためにも、指定管理に係る協定書等において、日常点検をはじめ職員の定期的な講習受講など、AEDの管理に関する事項の記載について努められたい。

(8) AED設置の表示について

AED設置施設であることの表示や設置されている具体的場所の表示がなく、施設内に入っても設置場所が不明なものが見受けられる。

AEDは、緊急時において使用される機器であり、設置施設や設置場所は誰もがわかるように管理しておく必要がある。

ロビー・受付・入口近くの事務室及び小規模な建物等に設置している場合を除き、施設内の具体的場所の表示や誘導のための矢印等を掲げ、施設内で場所確認に時間を要しない表示について検討されたい。

また、敷地入口等に表示するなど、日頃より通行者や地域住民に知らしめることについても検討されたい。

(9) AED設置の情報提供について

AED設置の情報提供が行われていないものが見受けられる。

AED設置の情報については、岩見沢市や一般財団法人日本救急医療財団のホームページで公開しており、地域の住民や救急医療に関わる機関があらかじめ地域に存在するAEDの設置場所について把握し、必要な時にAEDが迅速に使用できるためのものである。

特に、一般財団法人日本救急医療財団のホームページでは、利用者の現在位置から近隣の設置場所を地図上で確認することができ、当該施設のみならず、施設周辺での

心停止者への対応にも効果を発揮するものである。

このため、岩見沢市や一般財団法人日本救急医療財団のホームページを活用した積極的な情報提供に努められたい。

(10) A E Dの設置場所について（保管方法）

職員不在時に市民等の利用に供することのある施設で、施錠された事務室等に保管しているものが見受けられる。

管理面から保管場所を施錠しているものと思慮するが、A E Dは、緊急時において使用される機器であり、誰もが迅速に使用できる設置場所が望ましく、施設本来の利用者への使用を基本としつつ、他の利用者の使用も視野に入れ適切な保管方法について検討されたい。

(11) A E Dの設置場所について（設置環境）

A E Dは、室温が概ね0℃（一部機器では-5℃）から50℃の場所に設置することとなっている。

今回調査した施設においては、開館時に氷点下となる場所に設置している事例は見当たらなかった。

(12) 大規模施設内の設置場所について

大規模施設における設置場所は、利用者の動線を視野に、入口付近やアリーナ等運動が行われA E D使用の可能性が高いエリアに設置されており、特に問題のある場所に設置された事例は見当たらなかった。

(13) 冬期閉鎖施設に設置するA E Dの有効活用について

公園やスポーツ施設など冬期閉鎖する施設に設置のA E Dは、概ね3か月から6か月間使用されない状況にある。

A E D所有者との協議等が必要となる場合も想定されるが、多くの費用がかかるA E Dの効率的な利用の観点から、冬期の閉鎖期間中、A E Dの未設置の施設や大規模施設の複数配置を図るなど、A E Dの有効活用について検討されたい。

11 まとめ

AEDは、心停止状態にある患者に対する応急措置として使用される医療機器であり、その対応は人命に関わる重要なものである。

平成16年7月に非医療従事者によるAED使用が認められたことから、岩見沢市の公共施設においても普及が進み、平成25年度にAEDの管理状況等について監査を行ったところであり、まとめとして、

本市の公共施設におけるAEDの統一された設置基準は設けられておらず、同様の施設においても設置の有無にばらつきがあり、施設の所管部課の判断に委ねられているのが現状である。

また、今回の監査では、一部の施設でAEDの不適切な管理が見受けられる結果となったが、AEDの管理について、その設置者及び管理者に対して指導し改善を図る組織体制が機能しておらず、全庁的に統括した監理が十分に為されていないことが要因の一つと考えられる。
(中略)

そのため、全庁的に統一された設置基準の作成、統括した監理指導の徹底、講習実施体制の整備など、AEDの設置及び管理のあり方について検討されるとともに、AEDの設置場所を広く地域住民等に周知するため、各種メディアを活用した幅広い情報提供の充実に努められることを望むものである。

と、示したところである。

今回の監査した施設全体としては、平成25年度監査時より、多くの項目において大きく改善されているが、未だ改善が進んでいない施設もあるほか、新規に設置した施設においても、適切な管理がなされていないケースもある。

今一度、内部統制の考え方のもと、統一した設置基準や統括した監理指導について検討されたい。

岩見沢消防署ホームページに「電気ショックを行うまでの時間が1分遅れるごとに生存退院のチャンスが7%から10%低下することが知られています」とあるように、心停止状態にある患者に対する応急措置は1分1秒を争うものである。

実際に当該施設で使用する機会は極めて低いものであり、管理が徹底されなくなる可能性も高くなりかねない。

AEDが正常に動作しなかった、職員が不在で設置場所がわからなかった、職員も使い方がわからなかった、などの事態が、万が一にも発生しないよう管理を徹底するとともに、職員の研修も定期的に行い、第6期岩見沢市総合計画にあるように、「地域で支え合う安全・安心なまち」づくりを進めるため、広く市民にPRし、一般市民の利用も見据えた、万全の体制を構築することを期待するものである。

(添付資料)

資料1 行政監査対象施設一覧表

行政監査対象施設一覧表

施設区分	施設名	管理方法	台数	施設区分	施設名	管理方法	台数	
本庁舎・支所	岩見沢市役所	直営	1	学校施設	岩見沢市立明成中学校	直営	1	
	岩見沢市有明交流プラザ	指定管理	1		岩見沢市立北村中学校	直営	1	
	岩見沢市役所北村支所	直営	1		岩見沢市立栗沢中学校	直営	1	
	岩見沢市役所栗沢支所	直営	1		岩見沢市立教育研究所	直営	1	
集会施設等	岩見沢市コミュニティプラザ	指定管理	1		北海道岩見沢緑陵高等学校	直営	2	
	幌向総合コミュニティセンターほっとかん	指定管理	1		北海道岩見沢緑陵高等学校室内練習場	直営	1	
	大願地区多目的研修会館	指定管理	1		岩見沢市立高等看護学院	直営	1	
	岩見沢市イベントホール	指定管理	1		体育施設	岩見沢市野球場	指定管理	1
	岩見沢市民会館	指定管理	1			みずほ公園	指定管理	1
	岩見沢市文化センター	指定管理	1			東山公園庭球場	指定管理	1
	岩見沢市栗沢文化センター	指定管理	1	東山公園陸上競技場		指定管理	1	
岩見沢市北村環境改善センター	指定管理	1	東山公園弓道場	指定管理		1		
老人福祉施設	高齢者福祉センターふれあい	指定管理	1	岩見沢スポーツセンター		指定管理	1	
	岩見沢市立清和荘	直営	1	岩見沢トレーニングセンター		指定管理	1	
	高齢者福祉センターえみる	指定管理	1	岡山スポーツフィールド		指定管理	1	
	北村デイ・サービスセンター	指定管理	1	岩見沢市総合体育館		指定管理	2	
産業振興施設	北村生活支援ハウス	指定管理	1	岩見沢市温水プール		指定管理	1	
	岩見沢市ワークプラザ	指定管理	1	岩見沢市北村多目的体育館	指定管理	1		
	公設道央地方卸売市場	指定管理	1	岩見沢市北村トレーニングセンター	指定管理	1		
	いわみざわ北村温泉施設	指定管理	1	岩見沢市北村プール	指定管理	1		
公園施設	ログホテル メープルロッジ	指定管理	1	岩見沢市栗沢B&G海洋センター	指定管理	1		
	岩見沢市栗沢ライニングガルテン	指定管理	1	栗沢スポーツ公園管理棟	指定管理	1		
	東山公園	指定管理	1	児童施設	岩見沢市立日の出児童館	直営	1	
	幾春別川リバーパーク パークゴルフ場	指定管理	1		岩見沢市立鉄北児童館	直営	1	
	ひょうたん沼交流広場公園 パークゴルフ場	指定管理	1		岩見沢市立春日児童館	直営	1	
	あやめ公園 ふれあい館	指定管理	1		岩見沢市立美園児童館	直営	1	
	いわみざわ公園パークゴルフ場ローズパーク	指定管理	1		岩見沢市立志文児童館	直営	1	
	いわみざわ公園 室内公園 色彩館	指定管理	1		岩見沢市立幌向児童館	直営	1	
	玉泉館跡地公園	指定管理	1		岩見沢市立利根別児童館	直営	1	
北村中央公園 森森ヘルシー広場	指定管理	1	岩見沢市立東・栄児童館		直営	1		
学校施設	岩見沢市立岩見沢小学校	直営	1		岩見沢市立稲穂児童館	直営	1	
	岩見沢市立中央小学校	直営	1		岩見沢市立上幌向児童館	直営	1	
	岩見沢市立南小学校	直営	1	岩見沢市立中央児童館	直営	1		
	岩見沢市立志文小学校	直営	1	岩見沢市立北真児童館	直営	1		
	岩見沢市立幌向小学校	直営	1	岩見沢市来夢21こども館	直営	1		
	岩見沢市立東小学校	直営	1	北村中央保育所	直営	1		
	岩見沢市立美園小学校	直営	1	北村幌達布保育所	直営	1		
	岩見沢市立日の出小学校	直営	1	ふれあい子どもセンター	直営	1		
	岩見沢市立第一小学校	直営	1	美流渡保育所なかよし園	直営	1		
	岩見沢市立第二小学校	直営	1	岩見沢市立病児保育施設	直営	1		
	岩見沢市立北真小学校	直営	1	図書館等	岩見沢郷土科学館	直営	1	
	岩見沢市立メープル小学校	直営	1		岩見沢市立図書館	直営	1	
	岩見沢市立北村小学校	直営	1	その他施設	岩見沢保健センター（貸出兼用）	直営	1	
	岩見沢市立栗沢小学校	直営	1		浄安殿	指定管理	1	
	岩見沢市立東光中学校	直営	1		いわみざわ環境クリーンプラザ いわ☆びか	管理業務委託	1	
	岩見沢市立光陵中学校	直営	1		利根別原生林ウォーキングセンター	指定管理	1	
	岩見沢市立緑中学校	直営	1		いわみざわ公園野外音楽堂キタオン	指定管理	1	
	岩見沢市立豊中学校	直営	1		北村自然体験宿泊学習館	直営	1	
	岩見沢市立上幌向中学校	直営	1		岩見沢市立学校給食共同調理所	直営	1	
	岩見沢市立清園中学校	直営	1	計	99施設 98台			